

第四十一号議案

正する条例  
東京都市計画事業瑞江駅北部土地区画整理事業施行規程の一部を改

右の議案を提出する。

平成二十二年九月二十七日

提出者  
江戸川区長  
多田正見

東京都市計画事業瑞江駅北部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する  
条例

東京都市計画事業瑞江駅北部土地区画整理事業施行規程（平成三年七月江戸川区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十九条」を「―第十九条の二」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（仮清算金への準用）

第十九条の二 第十八条の規定は、法第百二条の規定により仮清算金を分割徴収する場合に準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

東京都市計画事業瑞江駅北部土地区画整理事業において、仮清算を実施するに当たり、仮清算金の分割徴収に係る規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。